

駐車場整備地区等における駐車施設の附置義務

(平成 27 年 12 月 18 日改正)

① 駐車場整備地区等において、② 一定規模を超える建築物（住宅を除く）の新築、増築又は用途変更（大規模の修繕・模様替えを伴うもの）をする場合、『**建築物に附置すべき駐車施設に関する条例**』に基づき、その建築物又は建築敷地内に駐車施設を設置することが義務づけられています。

なお、建築確認申請の前に「駐車施設設置届」の提出が必要です。

① **駐車場整備地区**（東部・中央・西部）、**商業地域・近隣商業地域**又は**周辺地区**

かつ

② 特定部分※の延べ面積 + (非特定部分※の延べ面積 × 1/2) > **1,500㎡**

(**周辺地区**では、特定部分の延べ面積 > **3,000㎡**に該当する場合)

※ **特定部分**： 特定用途（劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボート場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場）に供する部分

※ **非特定部分**： 特定用途及び共同住宅・長屋以外の用途に供する部分

ここで言う延べ面積に駐車施設、バイク置場、駐輪施設の面積は含みません。

共同住宅・長屋の駐車施設等の整備基準は『神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例』で規定されています。

問い合わせ先：建築住宅局建築指導部建築調整課（詳しくは、市HP「指定建築物」で検索）

(1) 自動車

駐車場整備地区又は商業地域・近隣商業地域				周辺地区
百貨店その他の店舗	事務所	その他の特定用途	住宅を除く非特定用途	特定用途
200㎡毎に一台	350㎡毎に一台		550㎡毎に一台	350㎡毎に一台

(2) 自動二輪車（原動機付き自転車を除く）

駐車場整備地区又は商業地域・近隣商業地域				周辺地区
百貨店その他の店舗	事務所	その他の特定用途	住宅を除く非特定用途	特定用途
3,000㎡毎に一台	6,000㎡毎に一台			

※上記の用途ごとに算定した台数を合計し、小数点以下を**切り上げ**ます（裏面参照）

※機械式駐車装置を設置される場合は、あらかじめ安全機能の認証を受けた国土交通大臣の認定書を添付してください。

■届出窓口

建築住宅局建築指導部建築安全課建築環境担当（詳しくは、市HP「駐車場整備地区」で検索）
神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル5階⑦番窓口

建築物の用途別床面積

	用途	延べ面積	
特定用途	百貨店その他の店舗	① m ²	※1 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、病院、卸売市場、倉庫及び工場（駐車場法施行令第18条） ※2 特定用途以外の用途（条例第2条） 注）観覧場の場合は屋外観覧席の部分を含む 機械室その他の共用部分は面積按分してそれぞれの部分に加える
	事務所	② m ²	
	その他の特定用途 ※1	③ m ²	
非特定用途（住宅を除く） ※2		④ m ²	
適用除外とする非特定用途		⑤ m ²	
住宅		⑥ m ²	
駐車施設及び駐輪施設（バイク、自転車）		⑦ m ²	
合計		⑧ m ²	

◆②の面積について、大規模事務所の延べ面積の遞減があります

$$1 \text{ 万 m}^2 + \boxed{} \text{ m}^2 \times 0.7 + \boxed{} \text{ m}^2 \times 0.6 + \boxed{} \text{ m}^2 \times 0.5 = \boxed{②'} \text{ m}^2$$

1 万 m²を超え 5 万 m²までの部分の延べ面積
5 万 m²を超え 10 万 m²までの部分の延べ面積
10 万 m²を超える部分の延べ面積

■ 附置義務台数（駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域の場合）

自動車	$(①) \div 200 + (② \text{ or } ②') \div 350 + (③) \div 350 + (④) \div 550 = \boxed{⑨}$	
◆延べ面積①～④の合計が 6,000 m ² 未満の場合		
$\boxed{⑨} \times \left\{ 1 - \frac{1,500 \times [6,000 - (① \sim ④ \text{ の合計})]}{6,000 \times [(① \sim ③ \text{ の合計}) + ④ \times 0.5] - 1,500 \times (① \sim ④ \text{ の合計})} \right\} = \boxed{⑩}$		台 ⑨ or ⑩ or ⑪ (切り上げ)
◆公共交通機関利用の促進措置を実施の場合 措置に応じた緩和率を加算できます（中央駐車場整備地区に限る）		
$(⑨ \text{ or } ⑩) \times (1 - \text{緩和率}) = \boxed{⑪}$		
自動二輪車	$(①) \div 3,000 + (② + ③) \div 6,000 = \boxed{}$	台 (切り上げ)

■ 附置義務台数（周辺地区の場合）

自動車	$(① + ② + ③) \div 350 = \boxed{⑫}$	
◆延べ面積①～④の合計が 6,000 m ² 未満の場合		
$\boxed{⑫} \times \left\{ 1 - \frac{6,000 - (① \sim ④ \text{ の合計})}{(① \sim ④ \text{ の合計})} \right\} = \boxed{⑬}$		台 ⑫ or ⑬ (切り上げ)

添付書類等

- 附置義務台数算定資料
 - 建築物に各種特定用途、非特定用途、駐車施設が混在する場合は、平面図の色分けを行う
- 駐車施設の位置、規模、構造等を説明する次の図面を添付する
 - 付近見取図（2,500分の1程度）、配置図、平面図、面積表（求積図）（以上、300分の1程度）
 - 周辺状況（道路幅員、横断歩道、交差点等）、敷地の各辺、自動車の出入口幅、駐車施設の車室、車路等の寸法を明示
- 特殊の装置（機械式駐車施設、自動車用エレベーター等）を用いる場合は次の図面等を添付する
 - 国土交通大臣の認定書及び認定基準の写し、平面図、断面図
 - 前面道路との間の車路又は空地を示す図面及び資料
- 委任状（建築主本人による届出の場合不要）代理者の住所、氏名、電話番号を記載
- 事前に市長の承認を得て敷地外に駐車施設を設置する場合
 - 隔地駐車施設承認申請書、土地又は駐車施設の賃貸借契約書の写し等
 - 前各項の図面等
- 公共交通利用促進措置による緩和を利用する場合
 - 公共交通機関の利用の促進に資する措置に関する計画書の写し